

第73回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和4年9月2日(金) 10:00~10:30

場所：第三応接室

○築田危機管理局次長

ただいまから第73回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催します。本日の手話通訳者は、斉藤なつみさんと、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、危機対策本部の対応状況について、統括調整部から説明があります。

○橋本統括調整部長

それでは資料1を御覧ください。

危機対策本部の対応状況ですが、本日の本部会議の開催趣旨は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた対応の確認、そして、感染防止対策と医療機関等の負担軽減についてのお願いの2点です。

発生状況等は、このあと健康福祉部から説明があります。

次のページ、対策本部各部の対応について、主な変更点等はアンダーラインを付しています。前回の本部会議以降、医療機関や保健所等の負担を軽減するためのお願いについて、各部局においてそれぞれ必要とされる機関等へ要請を行ったことが主な点となっています。詳細は省略しますので、後ほど御確認ください。

資料1については、以上です。

○築田危機管理局次長

次に、感染症の状況等について、健康福祉部から説明があります。

○永田健康福祉部長

資料2、資料3、資料4、資料5に基づきまして、それぞれ御説明をします。

資料2、新型コロナウイルス感染症の状況です。

県内の状況としまして、9月1日16時半現在で、これまでに判明した感染者数については13万7,990名、入院者につきましては532名、宿泊療養者105名、自宅療養者

1万2,496名、これまでに確認されました死亡者は232名となっています。検査の状況、相談センターの相談件数等については、記載のとおりです。

現在の療養状況です。重症患者につきましては、引き続き3名で急増はしておりません。中等症の患者につきましても、急増している兆候はありません。入院患者につきましては、その他の方が増えたところもありまして、計算上の病床使用率、これは確保病床と確保病床以外に入っている患者も合わせますと、111.3パーセントとなっているところですが、確保病床に入っている患者につきましては、引き続き60パーセント台を維持しておりまして、真に入院が必要な患者につきましては、しっかりと入院ができる体制を維持しているところです。宿泊療養者、自宅療養者等につきましては、記載のとおりでございますが、保健所の業務が一部ひっ迫していることもありまして、値はこれより高い可能性があると考えています。

続きまして、資料3に基づきまして御説明します。

2枚目のスライド、1週間あたりの新規陽性者数につきましては、計算日によって少し数字が動くところですが、前週に対して概ね0.7倍、この資料だと0.781倍となっております。ピークを一旦抜けていると考えています。心配をしています新規陽性者数に占める70代以上の割合ですけれども、引き続き10パーセント台となっております。実数としては下がっているという状況となっております。計算上の病床使用率につきましては、先ほど御説明をしたとおりです。

続いて、前回との比較ということで、3枚目のスライドには前回会議の資料を付しておりますので、参考としてもらえばと思います。

4枚目のスライド、人口10万人あたりの地域ごとの1週間の新規陽性者数の状況です。引き続き、県内全体で感染者が出ている状況でして、県内全体でまん延状態というように考えております。下北圏域では、計算上少し1倍を超えたところですが、一方で、それ以外の5圏域につきましては、1倍を下回っているという状況です。

6枚目のスライド、県内と検査センターの新規感染症患者の数です。緑色が診療・検査医療機関を受診された方、オレンジ色が青森県臨時Webキット検査センターで受診をされた方です。厚生労働省からルールの変更通知がありまして、このオレンジ色の部分につきましても、青森県内分として提出するということですので、紺色でルール変更後の対応を記載しています。御覧のとおり、先週の部分が1万6,499人となっているところ、直近1週間につきましては1万2,086人となっております。前週比、この資料ですと0.733倍となっていて、やはりピークを抜けているという状況と考えています。

7枚目のスライド、地域別の1週間あたりの新規陽性者数についてですけれども、引き続き40市町村全てで感染者が出ている状況です。

8枚目のスライド、70代以上の数と割合ですけれども、紫色の実線で示している棒グラフにつきましても、お盆以降にこの70代以上の方の感染が実数として下がっている状況です。緑色の割合につきましても、引き続き10パーセント台と低い値を維持できていると考えております。

9枚目のスライドです。小中学校の再開があったところですが、懸念をしていた小中学校での集団感染は今のところ多く出ている状況ではありません。10歳未満・10代の数につきましても、実数のところで見ただけであればと思いますが、直近数日で下がっている状況となっています。

10枚目のスライド、新規陽性者数の年齢階級別割合の日別推移につきましてもは御覧のとおりでして、この黄色の部分(40代)より上のところ(50代以上)が伸びないかどうかを毎日確認しているところです。

11枚目のスライドです。病床使用率につきましてもは、これまでも御説明しておりますけれども、確保病床と確保病床以外に入院されている患者がおります。このようなことから、これまで病床使用率と呼んでいたものを計算上の病床使用率として薄い黄緑色の線で、確保病床使用率を緑色の太線でお示しているところです。御覧のとおり、確保病床の使用率は60パーセント台で、しっかり日々運用ができているところでして、必要な患者の入院は速やかにできる状態を県内全体で維持できております。

12枚目のスライド、自宅療養者と療養等調整者数の合計につきましてもは、引き続き高い値となっております。保健所では優先度を付けて業務を行っているため、こちらの数よりも、もしかしたら多い数かもしれないと考えております。

13枚目のスライドです。先ほど、資料2で御説明しているところですが、真に入院が必要な方に関しては、入院調整が速やかに実施できている状況です。

14枚目のスライド、感染状況のまとめです。まず、新規陽性者数につきましてもは、直近7日間合計9,871人、対前週比0.781倍となっており、引き続き県内全域でまん延状態となっておりますが、8月19日をピークに減少の兆しが見られています。今後も感染状況を引き続き注視してまいります。一方で、やはり数自体が大きいところでして、診療・検査医療機関の受診がしづらい状況が継続しています。

新規陽性者のうち70代以上の方の割合は、現状13.2パーセントとなっております。実数としてもより下がってきているところです。

計算上の病床使用率につきましては111.3パーセントとなっておりますが、確保病床使用率は69.7パーセント、重症者数及び病床使用率につきましても3人で9.7パーセントとなっております、県内全体では入院が必要な状態の新規陽性者が入院できる体制を維持できております。また2番で申し上げましたとおり、新規陽性者のうち70代以上の実数が下がっております。入院病床につきましては、だいたいそこから1週間後、2週間後に使用率が改善できていることがこれまでの経験で知られていますので、今後の病床使用率は下がることを見込んでいます。

4番目、自宅療養者数と療養等調整者数の合計数については、依然として多い状態ですので、県内の保健所では業務の遅延等が発生している状況です。これらを含めまして、前日も県民の皆様をお願いをさせていただいておりますが、引き続き、県民の皆様にも5つのお願いをさせていただきたい状況です。

15枚目と16枚目のスライドですが、こちらにつきましては前回のお願いと同様の内容ですので、簡単に御説明します。

1番目、重症化リスクの低い有症状の方につきましては、是非、青森県臨時Webキット検査センターを御活用いただきたいと思いますと考えています。こちらのセンターでは、Web上での診断結果の連絡等が受けられますので、非常に手軽であると考えております。

2番目ですが、保健所の業務が非常にひっ迫しているところがありまして、大変恐縮ですが、保健所から感染症患者への連絡につきましては、2～3日程度時間を要する場合があります。このような場合、保健所への不要な連絡は控えていただいて、保健所からの連絡をお待ちいただきますようお願いしたいと思っております。

3番目、自宅療養されている方につきましては、自宅で意識がしっかりされていて、飲食ができる状態である場合につきましては、解熱剤等の市販の薬を服用して安静に療養していただきますようお願いをしたいと思います。

4番目ですけれども、顔半分が麻痺する、片方の手足に力が入らない、呂律が回らない、20分以上の胸痛や胸の圧迫感があるといった症状につきましては、迷うことなくすぐに救急車を呼んでいただいて構わない状況です。あくまでも、症状が軽い方であって、外来受診のために救急車を呼ぼうかなということについてはお控えいただくことをお願いしたいと思います。

5番目、陰性証明書を求めないように県からもお願いをしているところですので、各事業者におかれましては、その点に御配慮いただきますとともに、個人としましては、それぞれの御自宅からMy HER-SYS（マイハーシス）を活用して、自分で療養証明書

を印刷・ダウンロードすることが可能ですので、そちらを御活用いただければと思います。

続きまして、資料4に基づきまして新しい取組の御紹介です。

青森県自宅療養者サポートセンター、通称サポセンを9月5日から運営開始したいと思っています。現状としましては、この青森県自宅療養者サポートセンターに2つの機能を設置しようと思っています。

1点目につきましては、自宅療養者の方に御案内を行ったり、食品のセットの配布手続をするような機能となります。あともう1点につきましては、自宅療養されている方で受診が必要となった場合、このサポートセンターに連絡をしていただきますことで、サポートセンターからの電話による診療が24時間体制で実施できるようになります。こちらにつきましては、電話診療となりますので、医師が必要に応じて処方箋等を発行することも可能です。近所の薬局などにもこのサポートセンターが調整を行って、例えば薬の配送を行ったり、あるいは指定の薬局まで取りに来てくださいといったことを御案内することが可能となります。

なお、こちらにつきましては、青森市、八戸市はそれぞれ食品の配布等の手続を行っておりますので、こちらのサポートセンターとしましては、その両市も含め全体として補完するような体制となっています。こちらにつきましても、是非御活用いただければと思っています。

続きまして、資料5です。こちらにつきましては、これまでの県の取組等々についてまとめたものと、今後の見通しについて整理をしたものとなります。

まず、診療・検査医療機関につきましては、これまでも数々の医療従事者の御協力を得て運用しているところですが、基本的には重症化リスクの高い患者に診療を集中したいと考えています。

重症化リスクの低い患者につきましては、2段目に記載しています青森県臨時Webキット検査センターを是非御活用いただきたいと考えております。同センターにつきましては、8月3日に稼働しておりますので、今後も運用をしていく予定です。

3段目ですが、今回、新たに青森県自宅療養者サポートセンター（サポセン）を運営開始します。こちらでは、重症化リスクの高い患者とそれ以外の患者全ての方に対して、食品の手配や診療を行うという形でやらせていただきます。この臨時Webキット検査センターとサポートセンターを合わせますと、国が示すフォローアップセンターに該当する機能を満たしておりますが、国が示すフォローアップセンターよりも充実しており、

24時間対応であることや、処方箋がしっかり出せることなど、機能を増強した形で青森県では対応しているところです。

4段目ですけれど、自宅療養中の健康観察につきましては、このフォローアップセンターを設置することで、重症化リスクの高い患者以外の健康観察の簡略化が可能ということになりますので、青森県ではこのような対応をさせていただきたいと思っています。

5段目は、4段目と少し似ていて違うもののため、報道等でもよく混乱が見られるところですが、発生届は感染症法上の規定で定められているものです。こちらにつきましては、今後、政府で9月後半から全国一律で重症化リスクの高い患者以外の患者については、この発生届を出さなくてよいという対応が取られる見込みとなっていますので、青森県といたしましては、全国一律導入のタイミングにしっかり合わせるために各種準備を進めているところです。

なお、この発生届につきましては、9月後半の全国一律導入後も、重症化リスクの高い患者につきましては、引き続き提出が医療機関に求められる予定となっておりますが、詳細については、現在国で検討されているところであると考えております。特に、自宅療養中の健康観察と発生届につきまして、やや報道等で混乱が見受けられますので、改めてですけれども、県民の皆様においては、軽症の方や重症化リスクの低い方については臨時Webキット検査センターを使っただきたいと思っておりますし、今回9月5日から稼働させます自宅療養者サポートセンターでもしっかりと対応を行っていきますということをお知らせしたいと考えています。

私からの説明は、以上です。

○築田危機管理局次長

ここまでの説明につきまして質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本部長から指示事項と県民に向けたメッセージがございます。

○三村本部長

まず、指示事項であります。

青森県内では、依然として多くの新規感染症患者が発生しており、引き続き感染拡大を抑えつつ、医療機関や保健所等の負担軽減を図ることが急務となっています。

このことについては、現在、保健医療調整本部において取組を進めてもらっていますが、各部にあっても、市町村や関係団体等と連携しながら、感染拡大を抑え、県民の命

と暮らし、そして地域経済を守るために、それぞれの所管分野においてしっかりと取り組んでください。

業務を進める上での感染拡大防止対策については、別紙のとおり、4月11日からの取組を継続しているところです。

引き続き、出張・会議等について、書面や電話、オンライン等でのやりとりで差し支えない場合は代替手段を活用するとともに、県主催のイベント・行事等について、対策の徹底が難しい場合は中止・延期や開催方法の見直しを含めて適切に判断し、実施する場合は万全の対策を講じるようにしてください。

また、繰り返しになりますが、各所属においては、感染防止対策を改めて確認するとともに、感染者が生じた場合のリスク管理を徹底してください。職員各位にあっても、引き続き、公私を問わず、基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い場所・場面はできるだけ回避し、慎重な行動をとるようお願いします。

以上、引き続き、各部の力を結集の上、全庁一丸となつての取り組むよう指示します。

続いて、県民の皆様方にお話をさせていただきたいと思います。

青森県内では、依然として多くの新規感染症患者が発生しており、病床使用率も高い状況で推移しています。

現時点では、真に必要な方の入院はできている状況ですが、感染拡大を抑えつつ、医療機関や保健所等の負担軽減を図ることが急務となっています。

そこで、県では、増加している自宅療養者の生活支援や体調悪化時の対応を円滑に行うとともに、保健所業務を軽減するために、9月5日から、青森県自宅療養者サポートセンターを設置・運営することとしました。支援等が必要な方は、是非、御活用いただきたいと思っております。

なお、先ほどお話をさせていただいた青森県臨時Webキット検査センターは、既に大変多くの県民の皆様方に御利用いただいているところですが、本日御紹介したサポートセンターにつきましても、新型コロナウイルス感染症への対応が円滑に進むよう、県として、県民の皆様方のために、このような仕組みを整備したところです。県を挙げて、県民の皆様方のために、更に頑張っていきたいと思っております。

続いて、県民の皆様方に、毎回のお願いということになりますが、やはり、重要なことですので、改めて感染防止対策のお願いです。

感染すると、御自身や御家族の生活に大きな影響が及び、職場や学校などで感染が拡大すると、それぞれの活動に重大な支障を来すおそれがあります。

そうした事態を避けるために、お一人お一人が感染リスクの高い場所を回避し、あらゆる場面でこれまで以上に慎重な行動と徹底した感染防止対策をとるようお願いいたします。

そして、繰り返し申し上げますし、また、御協力いただいているところでありますが、熱、のどの痛み、せきなどの症状がある場合や体調が悪い場合は、出勤・登校・外出等を行わないことにつきまして、何とぞ御協力をお願いしたいと思います。また、県民の皆様方に御協力いただいている結果として、先ほどお話をさせていただいた臨時Webキット検査センターを本当に多くの県民の方々に御利用いただき、感染に早く気付いてくださったことが感染拡大防止につながっていますし、さらに自宅療養者サポートセンターも9月5日からスタートさせていただきます。やはり、熱、のどの痛み、せきの症状があるときには、自分だけではなく、周りの皆様に関わることでありますので、是非、お気を付けいただきたいと思っております。

さらに、ワクチン接種についてのお願いです。皆様には、非常に御協力いただいておりますが、ワクチン接種を終えていない方は、速やかな接種を検討するようお願いいたします。

また、イベント等の主催者におかれては、感染リスクを考慮の上、開催する場合には業種別のガイドライン等に沿って徹底した対策を講じていただくことをお願いしたいと思います。

さらに、医療機関や保健所等の負担を軽減するための「5つのお願い」をさせていただきます。

1つとして、重症化リスクの低い有症状者の方は、医療機関に行かずメールで診断結果を受け取れる青森県臨時Webキットセンターを活用してください。既にたくさんの方々に御利用いただいております。

2つとして、検査で陽性になった方は、保健所からの連絡に時間を要しておりますが、保健所の業務がひっ迫しておりますので、不要なお問い合わせを控えていただき、必ず連絡させていただきますので、連絡をお待ちいただきたいと思っております。

3つとして、自宅療養の方は、先ほどお話ししたサポートセンターも御活用いただきたいのですが、症状が軽く、意識がしっかりしており、飲食ができる場合は、市販の薬

を服用して療養してください。これは、国や医療機関、私ども県も勧めているところです。

4つとして、先ほど健康福祉部長からもお話しさせていただきましたが、外来受診を目的としての救急車を要請せず、サポートセンターを御利用くださるようお願いいたします。意識障害や呼吸困難の症状が明らかな場合は、すぐに救急車を呼んでください。症状の軽い方は、くれぐれも外来受診を目的としての救急車の要請は控えていただきたいと思います。脳卒中が疑われる状態や胸の痛みが20分以上続くようであれば、救急車を呼ぶべき場面です。私ども青森県の脳卒中や心疾患の発生状況等を踏まえまると、その場合は早めに救急車を呼んでいただきたいと思います。

5つとして、事業所等では、従業員に医療機関などが発行する陰性証明等の提出を求めないでください。このことで医療機関の業務がひっ迫した状況になっています。

何とぞ、これらについて御協力をお願いしたいと思います。

なお、国が緊急避難措置として打ち出した感染症患者の全数届出の見直しについては、現時点で国から詳細が示されておりません。届出対象外の方であっても実際に感染した場合など、さまざまな課題があり、この届出対象外となる方への対応などで、医療機関等の負担増加につながる懸念されます。また、取扱いの変更に当たって、あらかじめ県民の皆様方に対してしっかりと周知を行う必要があると考えています。昨日開催された全国知事会においても、諸課題について国へ提案させていただきましたが、国においてそれらの課題を整理した上で、9月の後半には全国一斉に全数届出の見直しが行われる予定となっております。本県としても、この9月後半の全国一斉導入に合わせて実施をしたいと考えております。現在、県としても諸課題の検討を行っているところです。

「STOP！オミクロン」

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、お一人お一人がお互いを守り合う気持ちで、感染防止対策と医療機関等の負担軽減にお力添えを頂きたく、県民の皆様方に重ねて御理解と御協力をお願い申し上げます。

自宅療養者サポートセンターや臨時Webキット検査センター等を含め、青森県庁保健医療調整本部を中心といたしまして、県庁一丸となって、皆様方と共にこの新型コロナウイルスへの対応・対策を進めていきたいと考えております。

繰り返しとなりますが、基本的な感染防止対策を改めて県民の皆様方をお願いして、私からのお話とさせていただきます。

○築田危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。